役員報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人フードバンク北九州ライフアゲイン（以下、当法人という）定款第 19 条に基づき、費用弁償及び報酬の支給について基本事項を定めることを目的とする。

（役員の定義）
第２条　この規程における役員の定義は、法人定款第 13 条に定める理事長、副理事長、理事、監事をいう。

（役員報酬）
第３条　役員総数の３分の１以下の範囲内で報酬を支払うことができる。
２　報酬の額は、月額とし総会において議決をした額とする。
３　月の途中で役員に就任した場合、または辞任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は、日割計算等を行わず１ヵ月分を支給する。

（報酬の支払日）
第４条　役員報酬の支払いは、毎月一定の定まった日に、支払うものとする。

（報酬の支払い）
第５条　役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（臨時緊急措置）
第６条　当法人の業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額等の措置を取ることがある。

（改廃）
第７条　この規程の改廃は、理事会において行う。

附則
この規程は、令和２年３月２１日より施行する。